

足立区緑化工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内において敷地の接道部又は建築物に緑化工事を行う者に対して、その費用の一部を助成することにより、防災、景観及び環境に寄与する緑豊かなまちづくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 敷地内で道路に接する部分のうち、道路境界から奥行き5メートルまでの範囲をいう。
- (2) 道路 公道・私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等のうち、幅員4メートル以上又は道路中心から2メートル以上後退した道をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 屋上 建築物の屋根部分（屋根のないベランダ等の床面を含む。）で、人の出入り及び利用が可能な部分をいう。
- (5) 壁面 建築物の外壁等で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。
- (6) 植栽基盤 植物の根が水分及び養分を十分に吸収できる土壌条件を備えた、一定の厚さ及び広がりを持つ土層（建築物上においては同等の機能を有する資材を含む）をいう。
- (7) 緑化工事 植物を植栽基盤に植え付ける工事をいう。
- (8) 樹木 高さによって高木、中木及び低木に分類する、木本植物のことをいう。
- (9) 高木 高さが2メートル以上の樹木をいう。
- (10) 中木 高さが1.2メートル以上の樹木をいう。
- (11) 低木 高さが0.3メートル以上の樹木及びタケ・ササ類をいう。
- (12) ツル植物 附着性又は巻きつき性の性質を持つ木本性の植物をいう。
- (13) 草花等 芝を含む多年生及び一・二年生の草本植物をいう。
- (14) 生垣 樹木を列状に植え付け、定期的な刈り込みにより一定の高さ及び幅を維持するものをいう。
- (15) 植込地 縁石等で区画された植栽基盤をいう。
- (16) 塀 石材、れんが及びコンクリート等で築造された塀をいう。
- (17) 擁壁等 土留め又はフェンス基礎等をいう。
- (18) フェンス緑化 フェンスを補助資材として用い、多年生のツル植物で被覆するものをいう。

(対象者)

第3条 区長は、足立区内において、原則として当該年度の3月末日までに完了する接道部及び建築物の緑化工事を行う土地及び建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の区分所有者の団体を含む。）又は所有権に準ずる権利を有する者に、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で緑化工事助成金（以下「助成金」という。）を交付する。ただし、次の各号に掲げる者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体

- (2) 足立区細街路整備条例（平成24年足立区条例第61号）に基づき、この要綱による助成金と同等の助成を受ける者
- (3) 既に存在する樹木を正当な理由がなく撤去し、接道部においては同一敷地及び建築物においては同一建築物にあらたに緑化工事を行う者
- (4) 既にこの要綱並びに廃止した足立区緑化工事助成金交付要綱（27足都み発第3609号 平成28年2月25日都市建設部長決定）、足立区接道部緑化工事助成金交付要綱及び足立区建築物緑化工事助成金交付要綱に基づき、接道部においては助成を受けた敷地及び建築物においては助成を受けた建築物に5年を経過せずに再度緑化工事を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、助成金を交付することが適当でないと区長が認める者
(緑化計画書及び緑化基準)

第4条 足立区緑の保護育成条例（昭和51年足立区条例第39号）第18条第1項に基づき同施行規則（昭和51年足立区規則第34号。以下「規則」という。）第14条に定める行為にあわせて緑化工事を行う者で、同第15条に定める緑化計画書を提出しなければならない者がこの助成を受けようとする場合は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 緑化基準の緩和又は振替の措置を受けずに区長の認定を受けた緑化計画書に基づき緑化を行うこと。
- (2) 接道部の緑化工事の助成については、規則別表第2に定める緑化基準を超える範囲に係る申請であること。
- (3) 建築物の緑化工事の助成については、規則別表第3に定める緑化基準を超える範囲に係る申請であること。
(緑化の留意点の通知)

第5条 区長は、この助成を受けようとする者に対し、次の各号を予め通知するものとする。

- (1) 緑化は法令に反しない場所及び条件において、植物の成長に伴い枝葉が敷地外に越境することがないように留意すること。
- (2) 維持管理においては、まちの防災、景観及び環境に配慮して適正な維持管理に努めること。
(接道部の緑化工事の助成対象)

第6条 この要綱による助成の対象となる接道部の緑化工事は、生垣、植込地及びフェンス緑化の工事並びに塀の撤去とする。

2 生垣及び植込地の工事にあつては植栽基盤が次の各号を全て満たす場合、フェンス緑化の工事にあつては第1号を満たす場合に助成を受けることができる。

- (1) 道路に合計1メートル以上接すること。ただし、区長が特に必要と認めたときは、道路に該当しない道に接するものを含む。
- (2) 合計1平方メートル以上であること。
- (3) 幅は、概ね0.5メートル以上であること。
- (4) 道路との間に縁石又は舗装がある場合は、道路から植栽基盤までの距離が0.6メートル以内であること。
- (5) 道路との間に擁壁等がある場合は、擁壁等の高さが道路から0.6メートル以下かつ植栽基盤に植え付ける植物の高さが擁壁等より高いこと。

3 助成の対象となる生垣の工事は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 生垣の高さが1.2メートル以上かつ延長が1メートル以上であること。
 - (2) 生垣の中心線と道路との間が0.3メートル以上であること。
 - (3) 生垣の延長1メートルあたり3、4本を目安に、樹木を葉が触れ合う程度に植え付けること。
- 4 助成の対象となる植込地の工事は、次の各号のいずれかを満たすものとする。
- (1) 植込地の全面積を樹木で被覆していること。
 - (2) 植込地の2分の1以上の面積を樹木で被覆し、残りの面積をツル植物又は草花等で被覆していること。
- 5 前項の被覆とは、高木及び中木においては樹種の特性に応じてバランス良く、低木においては葉が触れ合う程度の間隔で、ツル植物又は草花等においては植物種の特性に応じて地表面の被覆に適した間隔で、それぞれ植えつけられている状態をいう。
- 6 助成の対象となるフェンス緑化の工事は、次の各号を全て満たすものとする。
- (1) フェンス等に誘引可能な性質の木本性ツル植物で、0.3メートル以上の長さのものを用いること。
 - (2) 植物種の特性に応じ、フェンスの被覆に適した間隔（フェンスの延長1メートル当たり4、5本を目安とする）で植え付けること。
 - (3) フェンスを垂直方向に0.3メートル以上枝葉で覆い、かつ当該枝葉を道路から視認できるようにすること。
- 7 塀の撤去の工事は、次のいずれかの場合に助成することができる。
- (1) 前各項の要件に該当する緑化工事の助成の申請を行う場合で、緑化を行う接道部の既存の塀を撤去するとき。
 - (2) 当該塀の撤去により接道部の植栽基盤が第2項の条件を満たす場合で、既存の緑化部分が前各項の規定による生垣又は植込地に係る助成の条件と同等と認められるとき。

(建築物の緑化工事の助成対象)

第7条 この要綱による助成の対象となる建築物の緑化工事は、屋上及び壁面の工事とする。

- 2 前項の助成は、当該建築物が緑化工事に関わらず建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に適合する場合に行うことができる。
- 3 第1項の助成は、当該建築物の構造及び積載荷重等及び緑化工事の仕様の適否について、申請する者が自らの責任において確認することを条件として行う。
- 4 屋上は、次の各号を全て満たすものとする。
 - (1) 植物が永続的に生育可能な構造及び設備等を有すること。
 - (2) 緑化面積が合計で1平方メートル以上あること。
 - (3) 植栽基盤は固定されている又は容易に移動できないものとし、固定しないプランターを使用する場合は容量100リットル以上とすること。
 - (4) 緑化場所が高さ1.1メートル以上の転落防止柵で囲まれていること。
 - (5) 土の流出及び飛散防止並びに樹木の固定等の風水害対策を講じていること。
- 5 壁面は、次の各号を全て満たすものとする。
 - (1) 植物が永続的に生育可能な構造及び設備等を有すること。
 - (2) 緑化面積が合計で1平方メートル以上あること。
 - (3) バルコニー及び屋上等に植栽基盤を設置する場合は、植栽基盤は固定されている又は容

易に移動できないものとし、固定しないプランターを使用する場合は容量100リットル以上とすること。

(4) ツル植物を使用する場合は、植物種の特性に依じて壁面の被覆に適した間隔で植え付けること。

(交付額)

第8条 接道部の緑化工事の助成金の交付の額の算定方法及び限度額は、別表第1に定める。

2 建築物の緑化工事の助成金の交付の額の算定方法及び限度額は、別表第2に定める。

3 接道部及びその敷地内の建築物の緑化工事の助成金の交付を同時に受ける場合の交付の額は、前2項により定める額の合計額とする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑化工事に着手する2週間前までに緑化工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に定める書類等を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書に記載の緑化工事に係る図面及び資料等一式

(2) 建築物の新築、改築又は増築にあわせて緑化工事を行う者は、建築計画概要書の写し

(3) 前号に該当する者のうち第4条の緑化計画書を提出しなければならない者は、区長が認定した緑化計画書の写し

(4) 接道部の緑化工事を行う者は土地、建築物の緑化工事を行う者は建物の登記簿謄本の写し又は固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し

(交付承認)

第10条 交付申請書の提出があったときは、区長は速やかに申請書の記載内容、現地等の調査を行い、緑化工事助成金交付承認通知書（第2号様式。以下「交付承認通知書」という。）又は緑化工事助成金交付不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 交付承認通知書は、完了予定日から3月以内、かつ当該年度内に、第12条に規定する緑化完了報告書が提出されない場合は、効力を失うものとする。

(変更)

第11条 交付承認通知書を受領した申請者は、承認条件を遵守して緑化工事を行うものとし、交付承認通知書の内容に変更が生じた場合は、区長に速やかに連絡し、必要な手続の指示を受けなければならない。

2 前項の変更について区長が必要と認めた場合、申請者は変更前の交付承認通知書を添付し、改めて交付申請の手続を行うものとする。

3 前項の手続が行われた場合、変更前の交付承認通知書は効力を失うものとする。

(完了報告)

第12条 申請者は、交付承認通知書で決定された緑化工事の完了後、速やかに緑化工事完了報告書（第4号様式。以下「完了報告書」という。）に、完了報告書に記載の緑化工事に係る図面及び資料等一式を添付して区長に提出しなければならない。

(助成金交付額の決定)

第13条 完了報告書の提出があったときは、区長は速やかに記載内容及び現地等の調査により交付額の決定を行い、緑化工事助成金交付額決定通知書（第5号様式。以下「交付額決定通知書」という。）により申請者に通知しなければならない。

2 前項の調査の結果、交付承認通知書及び承認条件との相違等、助成金交付に適さないと認めた場合は、区長は緑化工事助成金交付承認取消通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第14条 交付額決定通知書を受領した申請者は、受領日から2週間以内に区長に緑化工事助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

（交付額決定の取り消し）

第15条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金受領後5年以内にこの要綱の目的に反する改修を行ったとき（ただし、やむを得ない事由による場合を除く）。

（3） その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付額決定の取消しをした場合は、速やかに緑化工事助成金交付額決定取消通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて交付済みの助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（被交付者の責務）

第17条 助成金の交付を受けた者は、次の責務を有するものとする。

（1） 助成金の交付を受けた土地又は建物の維持管理を継続すること。

（2） 植物の保護と育成に努め、良好な管理を行うこと。

（3） 助成金の交付後5年間は、助成対象であることを示す区支給の掲示物の設置、区の調査及びアンケート等に協力すること。

（端数処理）

第18条 この要綱において、延長及び面積は、小数点以下第3位を切り捨て算定する。

2 この要綱において、助成金の交付の額は、100円未満の端数を切り捨て算定する。

（準用）

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の規定を準用する。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が別に定める。

付 則（30足都み発第3462号 平成31年1月15日 足立区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足都み発第3058号 平成31年1月15日 都市建設部長決定により廃止した足立区緑化工事助成金交付要綱の規定により区

長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（3足都み発第1044号 令和3年6月30日 区長決定）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則（7足都パ発第2839号 令和7年10月10日 区長決定）

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第8条関係） 接道部の緑化工事の助成

区分	交付額の算定方法（各区分ともア・イの小さい方）	限度額
生垣	ア 助成単価（15,000円/m）×生垣延長 イ 工事費実費	合計 30万円
植込地	ア 助成単価（15,000円/m ² ）×植込地面積 イ 工事費実費	
フェンス 緑化	ア 助成単価（2,000円/m）×フェンス緑化延長 イ 工事費実費	
塀の撤去	ア 助成単価（5,000円/m ² ）×塀面積 イ 工事費実費	

備考

1 助成単価

(1) 生垣又は植込地と道路との間にフェンス等は設置しないこと。ただし、正面から見たときの格子部分の隙間の割合が概ね50%以上かつ隙間から樹木が視認できる場合は、各区分のア・イのそれぞれ2分の1の額の小さい方を交付額とする。

2 延長・面積

(1) 生垣延長は、両端の樹木の樹冠外側を結んだ長さとする。ただし、樹冠外側が植栽基盤外にあるときは、植栽基盤までの長さとする。

(2) 植込地面積は、植栽基盤の面積とする。ただし、生垣が同じ区画にあるときは、0.6m×生垣延長で求める生垣面積を減じた面積とする。

(3) フェンス緑化延長は、植栽時又は将来においてツル植物による被覆が予想される補助資材の長さとする。

(4) 塀面積は、塀の地上部分の面積とする。

3 工事費実費

(1) 生垣、植込地及びフェンス緑化は、用土・土壌改良材・植物・支柱等の材料費及び施工費とし、縁石、柵その他工作物等の設置に係る費用は含まない。

(2) 塀の撤去は、撤去費及び発生材処分費とする。

(3) 工事費実費には諸経費及び消費税を含むものとし、領収書等に交付承認以外の緑化工事範囲を含む諸経費等が一式計上され、分割が困難な場合は、原則として延長又は面積で按分して算定した額とする。

別表第2 建築物の緑化工事の助成（第8条関係）

区分	交付額の算定方法（各区分ともア・イの小さい方）	限度額
屋上	ア 助成単価（15,000円/m ² ）×緑化面積 イ 工事費実費の1/2	合計 30万円
壁面	ア 助成単価（5,000円/m ² ）×緑化面積 イ 工事費実費の1/2	

備考

1 緑化面積

(1) 屋上は植栽基盤の面積とする。

(2) 壁面は植栽基盤（誘引資材又は緑化パネル）の面積とする。ただし、ツル植物で誘引資材を設置しないときは、登はん又は下垂長さを1メートルとして算定した面積とする。

2 工事費実費

(1) 用土・土壌改良材・植物・支柱・建築物緑化専用資材（防根シート・飛散防止シート・灌水装置・誘引資材・緑化パネル・容量100リットル以上のプランター等）の材料費及び施工費とし、給排水設備及び電気設備に係る費用は含まない。

(2) 工事費実費には諸経費及び消費税を含むものとし、領収書等に交付承認以外の緑化工事範囲を含む諸経費等が一式計上され、分割が困難な場合は、原則として面積で按分して算定した額とする。

（提出先）
足立区 長

（申請者）

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	()

緑化工事助成金交付申請書

足立区緑化工事助成金交付要綱に基づき、下記のとおり緑化工事助成金の交付を申請します。

確認事項	<input type="checkbox"/> 「緑化工事助成のてびき」により、要綱に定める事項（制度の趣旨、手続き及び被交付者の責務等）を確認しました。		
1 緑化工事の場合	<input type="checkbox"/> 右上に記載の申請者住所 <input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 ー 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部	工事費見積金額 () 円	
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物	工事費見積金額 () 円	
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
	<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²	
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住 宅 （一戸建・長屋・共同住宅等） <input type="checkbox"/> 事業所 （工場・店舗・事務所等） <input type="checkbox"/> その他 （駐車場・資材置場等） <input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで		
5 施工事業者	<input type="checkbox"/> 発注予定あり <input type="checkbox"/> 発注予定なし（申請者が施工）		
	連絡先（必要に応じて）		
	事業者・担当者名 ()		
	電話番号 ()		
6 添付書類	<input type="checkbox"/> あり（「添付書類チェック表」のとおり）		

該当する□欄にチェックし、必要項目に記入してください

添付書類チェック表

※該当する□欄にチェックし、緑化工事助成金交付申請書と一緒に提出してください。

添付書類 ◎：必ず添付 ○：内容に応じて添付 ×：添付不要		□ 接道部	□ 建築物	添付
1 緑化工事に係る図面及び資料等 (要綱第9条第1号)				
1-1 案内図	・方角、土地・建物、道路の位置がわかるもの	◎	◎	□
1-2 緑化工事平面図	・申請内容（申請範囲、緑化の区分、位置、延長・面積、植物の種類・規格・数量等）がわかるもの ・接道部でフェンス有は、位置・延長を明記	◎	◎	□
1-3 現況写真	・緑化予定場所の現況がわかる写真	◎	◎	□
1-4 緑化工事立面図・詳細図等	・緑化工事の内容について平面図を補足するもの	フェンス有は◎ その他は○	○	□
1-5 二次製品カタログ・資料等	・接道部のフェンスは格子部分の隙間の割合が50%以上であることを証するもの ・建築物は緑化資材等製品仕様がわかるもの	フェンス有は◎ その他は○	◎	□
1-6 見積書	・申請範囲の材料費・施工費・諸経費・消費税の合計額及び内訳がわかるもの	◎	◎	□
1-7 申立書	・建築物の緑化工事完了後も建築基準法及び同施行令に適合することを申し立てるもの	×	◎	□
2 建築計画概要書の写し (要綱第9条第2号)		新築・増改築時は◎ その他は×	新築・増改築時は◎ その他は×	□
3 足立区緑の保護育成条例に基づく緑化計画書（区長が認定したもの）の表紙の写し (要綱第9条第3号) ※緑化計画審査中等により提出出来ない場合は、計画書番号を担当者に報告すること		新築・増改築時かつ 敷地200㎡以上は◎ その他は×	新築・増改築時かつ 敷地200㎡以上は◎ その他は×	□
4 登記簿謄本の写し又は固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し (要綱第9条第4号) ※所有権に準ずる権利の場合は協議すること		◎土地の所有権が わかるもの	◎建物の所有権が わかるもの	□

様

足立区長

印

緑化工事助成金交付承認通知書

年 月 日付で提出された緑化工事助成金交付申請について、下記のとおり承認することを通知します。

なお、助成金の交付額は、緑化工事完了後の現地等の調査により決定します。

記

1 申請者

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号 ()

2 緑化工事の内容

1 緑化工事の場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所		
	<input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 - 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²		
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住 宅 （一戸建・長屋・共同住宅等）		
	<input type="checkbox"/> 事業所 （工場・店舗・事務所等）		
	<input type="checkbox"/> その他 （駐車場・資材置場等）		
	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで		

3 承認条件

- (1) 足立区緑化工事助成金交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) この通知書は、完了予定日から3月以内、かつ当該年度内に緑化工事完了報告書が提出されない場合は、効力を失うものとする。
- (3) この通知書の内容に変更が生じた場合は、速やかに区に連絡し必要な手続の指示を受けること。

4 連絡事項

様

足立区長

印

緑化工事助成金交付不承認通知書

年 月 日付で提出された緑化工事助成金交付申請について、下記のとおり不承認とすることを通知します。

記

1 申請者

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号 ()

2 緑化工事の内容

1 緑化工事の場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所		
	<input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 - 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
	<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²	
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住 宅 （一戸建・長屋・共同住宅等）		
	<input type="checkbox"/> 事業所 （工場・店舗・事務所等）		
	<input type="checkbox"/> その他 （駐車場・資材置場等）		
	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで		

3 不承認の理由

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏名	
住所	〒 -
電話番号	()

緑化工事完了報告書

緑化工事助成金交付承認通知書（足 収第 号）により承認を受けた緑化工事が完了したので、下記のとおり報告します。

1 緑化工事の場所	<input type="checkbox"/> 右上に記載の申請者住所		
	<input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 - 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部 工事費実費 () 円		
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物 工事費実費 () 円		
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²		
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住宅（一戸建・長屋・共同住宅等）		
	<input type="checkbox"/> 事業所（工場・店舗・事務所等）		
	<input type="checkbox"/> その他（駐車場・資材置場等）		
	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで		
5 施工事業者	<input type="checkbox"/> 発注あり <input type="checkbox"/> 発注なし（申請者が施工）		
	連絡先（必要に応じて）		
	事業者・担当者名 ()		
6 添付書類	電話番号 ()		
	<input type="checkbox"/> あり（「添付書類チェック表」のとおり）		

該当する□欄にチェックし、必要項目に記入してください。

添付書類チェック表

※該当する□欄にチェックし、緑化工事完了報告書と一緒に提出してください。

添付書類 ◎：必ず添付 ○：内容に応じて添付 ×：添付不要		<input type="checkbox"/> 接道部	<input type="checkbox"/> 建築物	添付
1 緑化工事に係る図面及び資料等 (要綱第12条)				
1-1 緑化工事平面図	<ul style="list-style-type: none"> 竣工図（緑化の区分、位置、延長・面積、植物の種類・規格・数量等）がわかるもの 接道部でフェンス有は、位置・延長を明記 	◎	◎	<input type="checkbox"/>
1-2 請求書または領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請範囲の材料費・施工費・諸経費・消費税の合計額及び内訳がわかるもの ホームセンターで助成対象物を購入したレシートなど（個人で施工する場合など） 	◎	◎	<input type="checkbox"/>
1-3 工事後写真	<ul style="list-style-type: none"> 緑化工事後の写真 	◎	◎	<input type="checkbox"/>
1-4 緑化工事立面図・詳細図等	<ul style="list-style-type: none"> 緑化工事の内容について平面図を補足するもの 	フェンス有は◎ その他は○	◎	<input type="checkbox"/>
1-5 緑化工事助成金交付承認通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 原本は申請者が保管する 	◎	◎	<input type="checkbox"/>
1-6 二次製品カタログ・資料等	<ul style="list-style-type: none"> 申請時と製品変更になった場合のみ 	◎	◎	<input type="checkbox"/>

様

足立区長

印

緑化工事助成金交付額決定通知書

足 収第 号により承認した緑化工事助成金の交付について、 年 月 日付で提出された緑化工事完了報告書を調査した結果、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

なお、同要綱第15条に該当する場合、この決定を取り消し、交付した助成金を返還していただく場合があります。

記

1 交付額

合計 円

2 交付額の内訳 ※延長・面積は小数点以下第3位、交付の額は100円未満を切り捨て算定

(1) 接道部緑化

小計 円 (ア・イの小さい方の額で限度額30万円以内)

ア 助成単価×生垣延長・植込地面積・塀面積		ア 円	
生垣	(フェンス無) 15,000円/m×	m=	円
	(フェンス有) 7,500円/m×	m=	円
植込地	(フェンス無) 15,000円/m ² ×	m ² =	円
	(フェンス有) 7,500円/m ² ×	m ² =	円
塀の撤去	(フェンス無) 5,000円/m ² ×	m ² =	円
	(フェンス有) 2,500円/m ² ×	m ² =	円
フェンス緑化	2,000円/m×	m=	円

イ 工事費実費 イ 円

(2) 建築物緑化

小計 円 (ア・イの小さい方の額で限度額30万円以内)

ア 助成単価×緑化面積		ア 円	
屋上	15,000円/m ² ×	m ² =	円
壁面	5,000円/m ² ×	m ² =	円

イ 工事費実費の1/2 イ 円

(3) 連絡事項

3 被交付者の責務

- (1) 助成金の交付を受けた土地又は建物の維持管理を継続すること。
- (2) 植物の保護と育成に努め、良好な管理を行なうこと。
- (3) 助成金の交付後5年間は、助成対象であることを示す区支給の掲示物の設置、区の調査及びアンケート等に協力すること。

交付額決定の取り消し、助成金の返還について（足立区緑化工事助成金交付要綱抜粋）

（交付額決定の取り消し）

第15条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金受領後5年以内にこの要綱の目的に反する改修を行ったとき（ただし、やむを得ない事由による場合を除く）。
- （3） その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付額決定の取消しをした場合は、速やかに緑化工事助成金交付額決定取消通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて交付済みの助成金の全部又は一部を返還させることができる。

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

印

緑化工事助成金交付承認取消通知書

足 収第 号により承認した緑化工事助成金の交付について、 年 月 日付で提出された緑化工事完了報告書を調査した結果、交付に適さないと認めたので、下記のとおり交付承認の取り消しを通知します。

記

1 申請者

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号 ()

2 交付承認を取り消す緑化工事の内容

1 緑化工事の場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所		
	<input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 ー 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部 工事費実費 () 円		
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物 工事費実費 () 円		
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
	<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²	
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住 宅 （一戸建・長屋・共同住宅等）		
	<input type="checkbox"/> 事業所 （工場・店舗・事務所等）		
	<input type="checkbox"/> その他 （駐車場・資材置場等）		
	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期	年 月 日から 年 月 日まで		

3 取り消しの理由

年 月 日

（提出先）
足立区長

（請求者）

フリガナ 氏名	
住所	〒 ー
電話番号	()

緑化工事助成金交付請求書兼口座振替依頼書

緑化工事助成金交付額決定通知書（ 足 収第 号）により交付額が通知された緑化工事助成金について、下記のとおり請求します。

なお、緑化工事助成金は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 請求金額

円

2 振込口座

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所
振込口座	預金種別		
	口座番号		
	フリガナ		
	名義		

振込口座の名義が請求者（緑化工事助成金交付申請者）と異なる場合は、委任状が必要です。

様

足立区長

緑化工事助成金交付額決定取消通知書

足 収第 号により通知した緑化工事助成金交付額について、下記のとおり交付額決定の取り消しを通知します。

記

1 申請者

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号 ()

2 決定を取り消す緑化工事助成金の交付額

合計 円 (通知した交付額 円の全部・一部)

(1) 接道部緑化 小計 円
(通知した交付額 円の全部・一部)

(2) 建築物緑化 小計 円
(通知した交付額 円の全部・一部)

3 取り消しの理由

4 すでに助成金を交付しているときの返還期限

年 月 日までに返還してください。